



# 吉田かよこ

平成 26 年秋

〔住所〕：〒151-0071 東京都渋谷区本町 6-38-6-306

☎03-3373-7167 / FAX03-3373-7165

✉kayoko@ia7.itkeeper.ne.jp

## 吉田かよこ プロフィール

1962 (昭和 37) 年 9 月 生まれ

小学校 2 年まで仙台白百合学園小学校で学ぶ

父の転勤で、東京に戻り小学校 3 年より桐朋小学校に編入

桐朋女子中学校・高等学校卒業

日本大学工学部数学科卒業

平成元年税理士資格を取得

現在、渋谷区議会議員 吉田佳代子税理士事務所の所長でもある



## ～渋谷区の特定地域に 最低敷地面積が定められました～



良好な住環境を保全し、安全で快適な生活環境の形成を目指して、平成 26 年 10 月 1 日土地利用調整条例が施行されました。

4 つのルールが定められましたが、今回は、渋谷区の特定の地域に最低敷地面積が定められましたので、ご報告致します。

町づくりは時間のかかる事業ですが、渋谷区の町を良好で安全なものにするために、一步一步着実に事業を進めてまいります。その一つが今回施行となった土地利用調整条例です。

区民の皆様のお住まいの区域が条例の適用区域かもしれません。

是非ご確認下さい。

### 建築物の最低敷地面積について

土地の細分化を抑制し、第一種低層住居専用地域の 13 の地域における建築物の敷地面積の最低限度を定めました。13 の地域は次のとおりです。

もともと最低限度未満の敷地については、建築物を建築することはできますが、新たに敷地を分割することで、最低限度未満となった場合には建築が制限されます。

		対象地域	敷地面積の最低限度
第一種低層住居専用地域	1	恵比寿3丁目	120 m <sup>2</sup>
	2	広尾2丁目、3丁目	180 m <sup>2</sup>
	3	東2丁目、4丁目	110 m <sup>2</sup>
	4	松濤1丁目、2丁目、神山町	200 m <sup>2</sup>
	5	上原2丁目	180 m <sup>2</sup>
	6	上原3丁目、大山町1-9番、11-17番	150 m <sup>2</sup>
	7	富ヶ谷1丁目	140 m <sup>2</sup>
	8	富ヶ谷2丁目	120 m <sup>2</sup>
	9	西原1丁目、元代々木町	170 m <sup>2</sup>
	10	西原2丁目1-22番、3丁目25-32番、34-39番	130 m <sup>2</sup>
	11	西原2丁目43-47番、3丁目14,15番、40-49番 大山町19-23番、28番、33-46番	200 m <sup>2</sup>
	12	初台1丁目、2丁目	130 m <sup>2</sup>
	13	笹塚3丁目	80 m <sup>2</sup>

## 区政報告会のご案内

日時 平成26年11月14日金曜日夜6時半～

場所 地域交流センター新橋

テーマ 平成26年第3回定例会について

【住所】恵比寿1-27-10 新橋区民施設3階・地下1階（郵便番号：150-0013）

【交通】JR・東京メトロ日比谷線 恵比寿駅 徒歩10分

【交通】都バス[都06]系統「恵比寿橋」 2分

【交通】ハチ公バス 恵比寿・代官山循環「夕やけこやけルート」 「16 新橋区民施設」 すぐ

